

## 平成 31 年 4 月 24 日 衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議事録

○末松委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

きょうは、沖縄・辺野古の新基地建設をテーマにお話を伺いたいと思います。

先般、沖縄三区衆院補欠選挙の結果が明らかになりました。これについてお伺いいたします。さきの玉城デニー知事の知事選挙、そして、県民の七〇%以上の方々が反対を表明した県民投票、そして、今回の衆議院補欠選挙では無所属の屋良朝博さんの勝利、いずれも争点は辺野古新基地建設の是非です。

選挙や住民投票で示される民意、改めてお伺いいたします。宮腰大臣、この民意をどのようにお感じになられますでしょうか。

○宮腰国務大臣

市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われる普天間飛行場については、危険性の除去を図ることは極めて重要な課題であるとの認識のもと、日米合意に従い、一日も早い移設に向けて取り組むことが政府の方針です。

普天間飛行場の移設を始めとする沖縄の基地負担軽減に係る政府の取組については、沖縄の方々に説明を尽くす努力を継続していく必要があると考えています。

私としては、沖縄振興を担当する立場で、基地の跡地利用の推進を始め、各種沖縄振興策に引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

地元の住民の方々が三回にわたって、辺野古新基地建設、これの反対の民意を示しましたが、それを無視してまで、政府の方針としては工事を推し進めていく。このような中で、特に県民投票におきましては、辺野古基地建設、これを明確に反対しております。これを民意だというふうに考えますが、辺野古基地建設反対が沖縄県の皆様の民意である、これでよろしいでしょうか。

○宮腰国務大臣

今ほども申し上げましたけれども、沖縄には米軍基地の多くが集中をして大きな負担となっている、これを軽減することが重要な課題であるというふうに考えております。

先ほども篠原先生の御質問に対してもお答えをさせていただきましたけれども、例えばこの選挙の関係でいえば、一般論として申し上げれば、選挙はさまざまな政策に関して有権者が総合的に判断するものであります。その結果に関して、その評価を含め、大臣の立場で具体的にコメントすることは差し控えたいというふうに考えております。

○日吉委員

衆院補選については、さまざまな施策について総合的に判断というのもあるのかもしれません

いんですけども、県民投票では、明らかに辺野古の新基地建設に賛成か反対かで問われています。この中で反対の方が多かった、これは事実ですね。

○宮腰国務大臣

県民投票については、いろんな御意見がありまして、問い合わせのこの設定の仕方というようなこともいろいろ問題があったと思うのであります、そういう点でいうと、この示された数字はもちろんしっかりと真摯に受けとめているわけでありますけれども、いろんな県民の方々のお考えがあるというふうにも思っております。

○日吉委員

いろいろな考えはありますけれども、今大臣がおっしゃったように真摯に受けとめるという意味では、やはり反対が多かった、これは事実だったということですね。

○宮腰国務大臣

数字は、それは受けとめています。

○日吉委員

その中で、玉城デニー知事は明確に辺野古の移設を反対している、こういった意向を示しています。

沖縄を振興する大臣として、いま一度、基地負担軽減を含め、今後どのように沖縄の皆さんに向き合っていくか、御説明ください。

○宮腰国務大臣

昨日も、玉城知事、それから宜野湾市の松川市長さん、それから琉大の新しい学長さん、三人がおいでになりました、西普天間住宅地区の跡地の整備について御要請をいただきました。

また、あすも、玉城知事、それから那覇市長、浦添市長、それからモノレール会社の社長さん、おいでになりました、モノレールの三両化についての御要請をいただくということになっております。

私としては、沖縄振興、基地負担軽減を含めてしっかりとしていくということで、引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

次に、公有水面埋立法に関する質問をさせていただきます。

四条一項で、国土の利用上適正かつ合理的なること、これが公有水面を埋め立てるに当たつての要件の一つとなっています。

ここで、合理的なという言葉がありますけれども、そこには経済的な合理性、すなわち、この埋立てに係る費用が合理的な範囲内であるということが含まれているというふうに認識しておりますが、現在、この埋立てに係る費用は幾らと想定されていますか。

○辰巳政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

お答えいたします。

全体の、今、経費につきましては、今回ボーリング調査の結果を踏まえまして、今後、地盤改良工事、これを行うことになります。したがって、これの具体的な設計等を今後十分詰めていくというか、検討していくというふうに考えておりまして、現時点での金額

について確たることを申し上げることは困難ですが、しっかりと検討を行った上で変更承認申請を行っていきたい、このように考えています。

○日吉委員

今、総額が算定できない、これからだということなんですけれども、最大で幾らかかるか、これはわかるんでしょうか。

○辰巳政府参考人

繰り返しになって恐縮なんですが、今後、地盤改良工事、これを行うために必要な設計、具体的な設計等の検討をこれから十分に行っていくというふうに考えておりまして、現時点で、その規模等について申し上げることは困難だというふうに考えております。

○日吉委員

この工期について伺いますが、地盤改良工事にかかる工期が三年八ヶ月でしたでしょうか、かかるというふうに言われておりますが、全て完成するまでの工期というのは今おわかりになりますか。

○辰巳政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

今委員から御指摘がございましたが、地盤改良工事につきましては、海上において三年八ヶ月という地盤改良に必要な工期というのを、今回、設計・施工の検討の中で示させていただきました。

今後、より具体的なやり方等をこの変更承認申請のプロセスの中で詰めていきたいと思っていまして、現段階で、全体の工期ということを申し上げる段階にはないというふうに思っております。

○日吉委員

今の御答弁からしますと、全体の工事がどのように行われるかもまだわからない、工期がいつまでかかるかもわからない、総額もわからない、マックスどれだけの費用がかかるかもわからない、こういった状態で、公有水面埋立法の四条一項一号の合理性、国土利用上の合理性、経済的な合理性、こういったものを判断することというのはできるんですか。

○辰巳政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

公有水面埋立法第四条第一項第一号「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件でございますが、これにつきましては、対象となります公有水面の埋立てや埋立地の用途が国土利用上の観点から適切かつ合理的なものであることを承認等の要件にするものと解されると承知しています。

本事業につきましては、平成二十八年の最高裁判決において、普天間飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であるということを前提に、本件代替施設等の面積や埋立面積が現在の普天間飛行場の施設面積と比較して相当程度縮小されること、沿岸域を埋め立てて滑走路延長線上を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されること及び本件代替施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されるものであることなどに照らすと、埋立ての規模及び位置が適正かつ合理的であるなどとして、本件埋立事業が第一号要件に適合するとの沖縄県知事の判断に違法又は不当があると言うことはできないということが判示されていると承知をしています。

いずれにしても、防衛省としては、環境への配慮等に十分に留意しつつ、事業を進めるに当たり経費抑制は重要な課題と考えておりますし、予算要求の段階において所要の額を精査しつつ、適正かつ厳格な予算執行に努め、全体の経費抑制を図るよう、最大限努力していきたいと思っております。

○日吉委員

その全体の工事の規模、位置について、合理的、適正である、これはもう当然だと思いますけれども、そこにかかるお金もやはり合理的な範囲内でなければならぬ、これは当然のことです。

そういう中で、あれですよね、幾らかかっても構わない、こういう判断はありますか。

○辰巳政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

公有水面埋立法の第四条の解釈については、これは我々が所管しているわけではございませんので、本件についての解釈について申し上げることは差し控えたいと思いますが、いずれにせよ、事業をする立場としましては、経費の抑制は重要な課題と考えておりますし、適正かつ厳格な予算執行に努め、全体の経費抑制を図るよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○日吉委員

経費抑制に最大限の努力を図る、これは当たり前のことですが、今その経費が幾らかかるのか、工期がいつまでか、全体のこの工事がどの程度やらなければいけないのか、どうなるのかがわからない中で、要は、この合理性があるかどうか不明な段階でこの工事を進めること、これは公有水面第四条一項一号に反しているというふうに理解しているんですけども、改めて御答弁お願いします。

○辰巳政府参考人（防衛省大臣官房政策立案総括審議官）

繰り返しになって恐縮ですが、まず、この事業については、平成二十八年の最高裁判決で、普天間飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であるということを前提にして、この埋立ての規模及び位置が適正かつ……（日吉委員「それはわかりました」と呼ぶ）まあ、こういうことで、既に判示されていると承知しております。

また、今回、国交省におきましても、この審査請求につきましては、法令にのっとり判断されたものというふうに理解をしておりまして、この第一項一号要件を満たしていないとは考えておりません。

○日吉委員

国交省の裁決書の中では、経済的な合理性、費用が無制限にかかってもいいのかどうかといったところについては意見を示していない。それは、沖縄県からそれについての問合せがなかったから、こういうことなんですかけども、そういう意味では、その国交省の裁決書をもってそれは問題ない、こういうふうに言うことはできない状況です。

そういう中で、宮腰大臣にちょっとお伺いしますけれども、この経済的な合理性がわからない中で、費用が幾らかかるかわからない中でこの工事を進めていくこと、これははっきり言ってむちゃなことだと思うんですけども、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○宮腰国務大臣

防衛省の方から平成二十八年の最高裁判決についての答弁があつたわけですが、私の方は基地の跡地利用の観点からということでありますので、普天間飛行場の固定化をどう避けていくかと。一日も早い全面返還の実現、あるいは沖縄の基地負担軽減に全力を尽くして一つ一つ着実に成果を出していくということでありますので、普天間飛行場負担軽減推進会議などの場において、沖縄県や宜野湾市等と意見交換をしながら進めていくものであるというふうに認識をしておりまして、その方向でしっかりと頑張っていきたいと思います。

○日吉委員

質問としては、幾らかかってもこれを進めるのかという、かなり巨額、何兆、何十兆、何百兆、もしかかるのであれば、それはやめる話だと思うんですけれども、ほかを考えなければいけない。幾らかかってもいいという判断はないわけありますので、今幾らかかるかわからない中で、合理性があると判断できないんじゃないのか、こういうことを私は申し上げているところです。

そういう中で、アメリカの海兵隊が、今度、十年先の航空計画を発表しております。その中で、普天間基地を十年、二〇二八年まで使い続ける、辺野古の新基地の建設費用、こういったものを会計で計上していない、こういった状況がございます。

これは、普天間の基地、これを二〇二八年まで使い続けるということなんでしょうか。

○石川政府参考人（防衛省防衛政策局次長）

お答え申し上げます。

御指摘の海兵隊航空計画につきましては、米海兵隊が今後十年程度における航空機装備等の移行を見据え、その内容が随時変更されることを前提に内部報告用資料として作成したものであって、米国防省の公式な立場を反映したものではないと承知しております。

その上で、普天間飛行場の返還時期につきましては、「二〇二二年度又はその後」というのが日米両政府の公式な合意でございます。

いずれにしましても、普天間飛行場の一日も早い返還に向けて一歩一歩前に進んでいきたいと考えております。

○日吉委員

内部的なものという話がありましたけれども、そうは言つても、現時点での最適な見積りをしている話だと思います。

そういう中で、計上されていないということは、二〇二八年まで普天間を使用し続けるんだ、こういうふうに現時点では考えているというのがアメリカの考え方なのかなといった中で、今現在、二〇二八年まで使い続ける、こういった可能性もあるということでよろしいでしょうか。

○石川政府参考人（防衛省防衛政策局次長）

お答え申し上げます。

先週十九日に日米の2プラス2が行われまして、ここにおきましても、普天間飛行場代替施設の建設に係る意義のある進展が歓迎されつつ、普天間飛行場の固定化を避けるためには辺野古への移設が唯一の解決策であること、これを踏まえて早期の返還を図るということが確認されておる次第でございます。

○日吉委員

アメリカから工期はどれぐらいかかるんですかという問合せがあつたり、日本からアメリカに対して、二〇二八年までは工事は終わらない、こういったことを伝えたりしている、こういった事実はあるんですか。

○石川政府参考人（防衛省防衛政策局次長）

お答え申し上げます。

普天間の問題につきましては、沖縄の負担軽減全体の話も含め、隨時、米側と緊密に協議を行っております。協議の内容につきましては、事柄の性格上、具体的にはお話し申し上げられませんけれども、普天間飛行場の一日も早い返還に向けて、しっかりと協議をしておる次第でございます。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、最後にもう一度だけ確認させてください。

二二年度又はその後に返還可能といった場合に、その後というのは二〇二八以降も入るという解釈でいいですか。

○石川政府参考人（防衛省防衛政策局次長）

お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、一刻も早い返還に向けて努力してまいる所存でございます。

○日吉委員

回答がなかつたんですが、時間が参りましたので終わります。

ありがとうございました。